

祝島島民の会 VS 中国電力の裁判経過

2023.2.4

1 裁判の経過

- ・令和4年7月22日 中電が柳井簡易裁判所に民事調停申立て
- ・同年10月5日 第1回調停期日 調停不成立
- ・同年10月25日 中電が山口地裁岩国支部に提訴
- ・同年12月22日 第1回口頭弁論期日
島民の会は欠席して、答弁書擬制陳述
- ・令和5年3月10日 第1回口頭弁論
島民の会から請求原因認否の準備書面陳述予定

2 当面の争点

- ① 島民の会は中電の水面使用を妨害していない
 - 祝島の漁民は本件海域において漁業をしている
 - 漁業をしているのは個々の漁民であって、島民の会ではない。
 - 島民の会は、上関原発に反対する祝島の島民を中心に構成された任意団体であるが、漁業を行う団体ではなく、現に漁業は行っていない。
 - 島民の会の会員の中には漁民もいるが、いつ、どこで、どのような漁業を行うのかについては、個々の漁民の自由意思で判断、決定しており、島民の会に指揮命令する権限はない。
 - 中電の主張は、祝島の漁民が本件海域に船舶を進入させることによって、中電の水面の使用が妨害されているというものであるが、それならば、本件海域に船舶を進入させている当該漁民を被告として訴訟を提起すべきであり、実際に過去の仮処分事件では、島民の会とともに個々の漁民を相手方としている。
 - したがって、本件訴訟は、被告とすべき当事者を誤って提起された訴

訟である。

- ② 海上ボーリング調査は公有水面埋立権に基づく水面の使用ではない。
- 中電の主張は、公有水面埋立権に基づいて本件海域の水面の使用、具体的には海上ボーリング調査を行おうとしたところ、島民の会がこれを妨害しているというものである。
- しかし、中電が計画している海上ボーリング調査は、公有水面の埋立工事に必要な調査ではなく、埋立竣工後に、土地の上に建設を予定している原子炉施設について、原子力規制委員会から設置許可を得るために必要な活断層に関するデータを収集する目的で行われる調査である。
- 法令上の根拠も、海上ボーリング調査は、公有水面埋立法の免許に基づいて実施されるものではなく、山口県条例である一般海域の利用に関する条例の占用許可に基づいて実施されるものである。
- したがって、海上ボーリング調査が妨害されたとしても、中電の公有水面埋立権が侵害されることはない。

3 今後予定している主張